

本 ハ ン ド ブ ッ ク の 使 い 方

この教職員人権研修ハンドブックは、初めて教職員となった方や経験の少ない教職員の方はもちろんのこと、すべての教職員の方々がさらなる人権教育の取組みの充実・発展に向けて活用できるよう作成したものです。

大阪府教育委員会では、「人権教育推進プラン」の中で、人権教育は「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進することとしています。人権が尊重された学校・学級で学習をし、学校生活を送ることによって、すべての子どもの自己実現を支援することができるのです。

教育活動を日々進める中で、さまざまな問題や疑問が生じてくると思います。日頃、子どもたちと接する中で、どうしたらよいのかわからない場面が出てきたとき、人権教育についてわからないことがあるときには、ぜひQをあけてみてください。

このハンドブックでも繰り返し出てきますが、①一人で抱え込まず、他の教職員に相談する（ネットワーク）②組織として対応する（チームワーク）③子どもの背景を知る（フットワーク）ことがとても大切です。

このハンドブックをナビゲーションとして、人権教育を進めてください。

なお、新たな人権教育の資料の作成などに伴い、さらに充実した内容へ改訂することとしています。ぜひ、このハンドブックを積極的に活用していただき、ご意見をお寄せください。活用することによって、このハンドブックをよりよいものに育ててください。